

## 【研究論文】

## 日本の ABL の今日的課題と企業財務についての考察

— 日米中小企業の銀行取引比較より —

相馬一天

(日本経済大学)

## 【要旨】

米国の ABL (Asset Based Lending) は、事業収益資産である売掛債権や在庫等を担保とし、極度額を設定し、融資枠内のリボルビング型の短期運転資金を提供する融資技法として発達してきた。本稿では、第一の課題としてトランザクション融資とリレーションシップ融資に対する日米の捉え方の違いについて整理し、日本における ABL のあるべき位置づけについて示唆する。第二の課題として財務制限条項の問題に焦点を当て、その役割について考察する。本稿は、日米 ABL の比較と財務の問題点から ABL の今日的課題への示唆を試みるものである。

**キーワード：**銀行、中小企業、財務制限条項、財務諸表、Asset Based Lending、情報の非対称性

## はじめに

ABL (Asset Based Lending : 以下、ABL とする) は、不動産担保を用いない中小企業の新たな融資手法の 1 つとして着目されている。本稿では、第一章においては日米 ABL の相違から日本の ABL の普及に関わる課題を考察する。第二章においては財務制限条項のなかの棚卸資産にかかる課題について考察し今日的課題への示唆を試みる。

第一章は、日米 ABL の違いを検討する。例えば、米国において ABL はトランザクション・テクノロジー<sup>(1)</sup> として認知されているが、日本の金融機関ではリレーションシップ融資の手法として注目している。ABL に対する日米の違いについての研究からは十分な説明がなされておらず、その解明が求められている。日米 ABL の定義や概

念および企業と銀行の取引状態から日本の ABL のあるべき方向性を探る。

第二章は、財務制限条項<sup>(2)</sup> の問題である。本来 ABL は債権・動産に依拠した担保価値に重点を置いた融資であり、ABL の財務諸表の審査は二次的になされるに過ぎない。しかしながら、財務制限条項が付帯されている場合には財務諸表の審査はモニタリング手法の 1 つとして必要不可欠となる。

ABL は商流を捉え、その一環である在庫や売掛債権を担保にした融資であることから、担保実行により企業の息の根を止めてしまうことになり得る融資手法である。一方で金融機関にとっては担保権の実行のタイミングを逃すと債権回収ができなくなる虞がある。こうしたリスクを軽減するための契約の一つに財務制限条項がある。財務制限条項については棚卸資産の例を挙げ、ABL における財務制限条項の意義を示唆する。

## 1. 日米 ABL の違い

### (1) 米国 ABL の発展とその特徴

ABL は、融資技法の一形態である。米国での ABL のはじめには諸説ある。1940 年とする説が有力である<sup>(3)</sup>。ABL は、1940 年に債権譲渡法の影響により始まり、1950 年から発展し始めたと言う説である。その後、1980 年代には銀行が ABL を扱うノンバンクを買収することで銀行内に ABL 部門が設置され、2001 年の UCC 改訂によりインターネットでの登記情報入手が可能になったことで利便性が高まっている。

日本においては、2005 年に「債権譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律」の一部改訂および「動産譲渡登記」制度の創設がなされ、2007 年に金融庁が「金融検査マニュアル」を改訂し、動産・債権の一般担保の条件を明記した。近年は、国内の法人向け銀行貸出の 144 兆円（日銀統計 2014 年 3 月）に対して ABL の残高は概ね 4 千億円前後と法人向け融資残高の 0.2% の取扱高に留まっているに過ぎない。

### (2) トランザクション・テクノロジーとリレーションシップ融資

Udell は、ABL をはじめとした米国の融資技法について審査、契約、モニタリング等組み合わせによって、いくつかの類型に分けている<sup>(4)</sup>。それらのうち代表的なものが財務諸表融資 (Financial Statement Lending), クレジットスコアリング (Credit Scoring), リレーションシップ融資 (Relationship Lending), ABL であり、以下に簡潔にまとめておく。

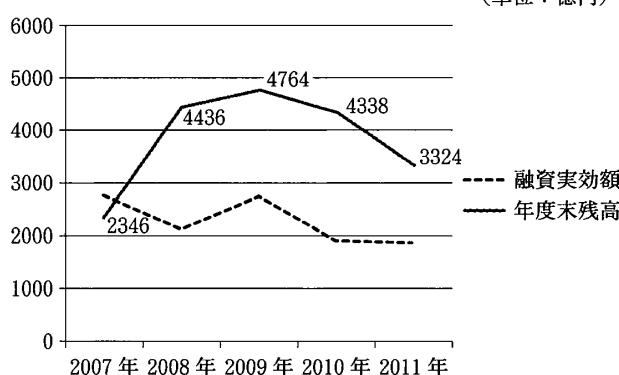
財務諸表融資は、本来、一般に公正妥当と認められる「公正なる会計慣行」を規範とした会計に基づいて作成された財務諸表や比較的透明性の高い客観的な情報を金融機関が入手して審査するものである。財務諸表融資は事前の審査が重要となる融資技法である。財務諸表の客観的なデータから将来のキャッシュフローを予測して与信判断するものであり、信用リスクに応じて担保や保証等を条件としたリスク回避行動をとるのが一般的である。財務諸表融資は客観的な基準に基づいた「ハード情報」により融資判断するトランザクション・テクノロジーの 1 つである。

クレジットスコアリング融資は、もともと企業ではなくクレジット・ヒストリー等個人の消費者信用情報を基にデータを数値化し大数の法則的に審査され、中小企業の融資にも応用されてきた経緯がある。代表的なクレジットスコアリング手法に FICO (Fair Isaac and Co.; 以下 FICO とする) の信用力数値化モデルがあり、中小企業特有の不透明な情報リスクを確率統計によりリスク回避する目的で多くの米国中小銀行や商業銀行が FICO のモデルを利用している。その他、自行内にデータを蓄積して信用力数値化モデルを構築している銀行もある<sup>(5)</sup>。

クレジット・スコアリング融資は、トランザクション・テクノロジーの一種であり、1990 年代

図表 1 ABL 融資残高

(単位：億円)



(出所) 三菱総合研究所「動産・債権担保融資 (Asset-based Lending: ABL) 普及のためのモデル契約等の作成と制度的課題等の調査 報告書 平成 25 年 2 月」を加工 (<http://www.meti.go.jp/metlib/report/2013fy/E002425.pdf>, 2014 年 11 月 29 日)

半ば以降米国で普及した。データによって融資のためのスコアまたは要約統計量が生成され、ローンパフォーマンス予測モデルに入力される。与信上限は通常10万ドル以下と少額である<sup>(6)</sup>。クレジットスコアリング融資は、消費者信用情報を基にした予測モデルのため中小企業の少額の運転資金には対応できるが、多額の資金需要や設備投資の対応には困難であり、中小企業の資金需要に万能ではないという課題が残る。

リレーションシップ融資は、中小企業、そのオーナーおよび地域社会等との長い時間をかけて接触を介して集められた「ソフト情報」に依存して融資することを言う。「ソフト情報」の収集の範囲は広く、対象の企業、経営者、サプライヤー、顧客、または隣接する企業等の対象企業以外も情報収集の対象である。「ソフト情報」は、銀行担当者が中小企業の経営者や関係者に直接ヒアリングし、行動を観察することを通じて取得されるため、融資担当者が作り上げた情報である。例えば、借手企業の代表者が信用できるか、と言った人物評価等の「ソフト情報」は、面談した銀行担当者が定性的・主観的に判断した結果である。米国の「ソフト情報」によるリレーションシップ融資は、銀行担当者が主観的に判断し、融資を実行する技法に他ならず、結果的に銀行担当者の主觀にある程度の裁量を委ねることとなる。通常、リレーションシップ融資では、担当者の収集分析による「ソフト情報」が「ハード情報」よりも信頼性が高いと判断される。

ABLは担保価値の範囲で信用供与され、流動資産担保を返済原資にしたトランザクション・テクノロジーである。ABLの与信総額は、担保として使用される資産の清算価値がデータにより自動的に管理される。「一般の売掛金や在庫を担保とする融資」とABLの違いは、「一般の売掛金や在庫を担保とする融資」は返済原資がキャッシュフローであり、売掛金や在庫勘定の質権の担保は

二次的な返済原資であるのに対してABLは担保の価値に応じた融資を行い、担保自体が換価されることで担保が一次的な返済原資となることがある。

### (3) 日米金融取引の相違

日本の全銀行580行<sup>(7)</sup>に対して、米国は商業銀行のみで5,869行<sup>(8)</sup>である。しかし、米国商業銀行は過去5年間、毎年200行から300行の間で減少し続けている(図表2)。日本の中小企業が通常複数銀行と取引しているのに対して<sup>(9)</sup>、米国では通常一行取引が主流である点<sup>(10)</sup>は、銀行と中小企業の取引形態の前提が大きく異なることになる。

米国のコミュニティーバンクおよびファイナンス会社では財務諸表は信頼性が低いため、経営者人物や企業の評判等の「ソフト情報」の収集に重点を置いている。財務諸表の信頼性が低いことから、その信用リスクをカバーするため、UCCファイリングによる動産等の担保、SBAや経営者個人等の保証等を活用している。但し、一部のコミュニティーバンクでは5万ドル以下の小規模貸出に対して機械的にクレジットスコアリングによる貸出判断をしている<sup>(11)</sup>。米国の商業銀行の小口融資の特徴は、コストを下げるためにクレジットスコアリングによる融資を中心に活動している<sup>(12)</sup>。米国商業銀行の大口融資は、財務諸表等のハード情報やCPAの監査証明書やレビューを重視する(図表3)。

図表2 米国商業銀行数の変化

年	増 加	減 少	年末銀行数
2013	19	251	5869
2012	30	213	6101
2011	25	273	6284
2010	13	307	6532
2009	34	291	6826

(出所) FDIC "Federal Deposit Insurance Corporation changes in number of institutions FDIC-Insured"

図表3 中小企業に対する貸出

米 国	日 本
●コミュニティーバンク・ファイナンス会社 小口融資：リレーションシップ融資、小口の ABL (借手企業の売掛債権に信用力ある場合)	●中小銀行 担保・保証による充足（財務諸表分析）
●商業銀行 小口融資：クレジット・スコアリング 大口融資：財務諸表融資、ABL（財務諸表分析と CPA のレビュー）	●大手銀行 財務諸表融資

(出所) 筆者作成

日本の中小銀行および大手銀行は、金額の多少に関わらず審査内容はほぼ同様である。貸出のリスクが大きい場合、不動産担保、信用保証協会保証や個人保証により信用リスクを補っている。国内の中小銀行は信用リスクをカバーするために担保や保証の充足の他に借手企業の預金残高や経営者預金残高等も含めて信用リスクを補っているようである。

#### (4) 日米比較からの示唆

Udell の分類による融資技法をまとめるとリレーションシップ融資は、「ソフト情報」(定性データ)による貸出であり、財務諸表融資、クレジットスコアリング、ABL はハード情報(定量データ)によるトランザクション・テクノロジーである。しかし、日本の金融庁によれば、ABL は、モニタリングにより金融機関と企業のコミュニケーション頻度が高まるところから、地域密着のリレーションシップ融資の特徴を持つ貸出として取り上げられている<sup>(13)</sup>。日本の ABL は、地域の銀行が中小企業とリレーションシップをとることで担保のモニタリングを強化し、ひいては企業の経営実態をより深く把握することになり、信用リスク管理が強化されていると言われる。ABL は、トランザクション・テクノロジーなのか、リレーションシップ融資なのか疑問が残る。

米国の ABL は、リスクを反映させた commit-

ment amount (契約残高), monitoring requirements (モニタリング要件), advance rate (担保掛目), interest rate (金利) 等を貸出先に要請しており、これらの融資は、バランスシート上の資産を担保にこれを収益化することにより返済する。適格担保の極度額範囲内の貸出であるリボルビング方式の貸出であり、コントロールと密接なモニタリングが本質的な特徴である<sup>(14)</sup>。これに対して、日本の金融庁では、ABL (動産・売掛金担保融資) は「動産・売掛金等の流動資産を担保とし、担保資産をモニタリングし、融資を行う手法」と簡素に定義している<sup>(15)</sup>。

ABL は、前述の通り担保の価値に応じた融資を行い、担保自体が換価されることで一次的な返済原資となる。つまり、融資技法としては、流動資産のうち適格担保を評価した融資極度額の範囲内の貸出でなければ、ABL とは言えない。金融庁の定義は、流動資産を担保とした一般の融資も含まれることになり、ABL の定義として十分ではない。

「流動資産を担保として、その担保価値の範囲内で融資をする手法」等の要件の追加の検討が必要となるであろう。金融庁の ABL の定義において融資額を「流動資産の範囲」と入れることができなかった理由の 1 つには、既に複数取引をしている中小企業は既に流動資産の範囲を超えた貸出をしているため、流動資産の範囲内とすることは

現実的に困難であるという結果ではないだろうか。一方、米国の場合、一行取引が主流であるため、日本のような問題は生じ難い。

リレーションシップ融資は、情報の非対称性の問題を減少させると論じられている<sup>(16)</sup>。金融庁が日本の ABL をリレーションシップ融資としても位置づけるのは、財務諸表等の「ハード情報」では不十分であり、さらなる「ソフト情報」を必要としていると読み取ることができる。すなわち日本の ABL は情報の非対称性が米国より大きいと捉えることができる。

このように、日本の ABL の実態は米国とはやや異なると考えて良いであろう。ABL 本来の機能を求めるのならば、事業収益資産である売掛債権担保や在庫担保の範囲内で貸出すべきである。ABL において「ソフト情報」を求めるることは、ハード情報の不足を意味している。現実に存在する担保に依拠する ABL に対して不透明な「ソフト情報」は経営に対する警告の機能でしかない。

日本の ABL が目指すべきは、米国で言うリレーションシップ融資ではなく、より正確な月次の報告書やその裏付けとなる証憑の確認であり、正確な「ハード情報」を得るためのモニタリング活動であろう。

## 2. ABL の財務制限条項の問題

### (1) 金銭消費貸借契約上の財務情報管理

日本の一般的な貸出において貸手は借手をモニタリングするために金銭消費貸借契約証書に各種資料の提出の義務付けを規定している。例えば、①月次や数ヶ月ごとに貸借対照表、損益計算書、資金繰り実績表、②取引金融機関の預金および借入残高、③確定申告書、決算書、付属明細書、④財産、経営、業況についての報告書等である<sup>(17)</sup>。本稿では、これらを通常の貸出における財務制限条項と捉える。日米の ABL では、これに加えて

次のような財務制限条項を追加することがある。

### (2) 日米 ABL の財務制限条項の実際

米国の ABL における財務制限条項の指標は、最低純利益額 (minimum net income), 最低資産額 (minimum book worth), 最低純売上高 (minimum net sales) 等の数項目に限られた簡単なものが使用されている<sup>(18)</sup>。

米国の ABL の貸手は、多くの場合、借入ベースの証明書と毎週または月単位でサポートドキュメントを必要とする。これらは未回収債権や古い在庫を識別し、適切に貸借対照表に計上されているかどうか判断するのに役立つ。一部の銀行の財務制限条項は、小売業者等のモニタリングにおいて季節的な要因による損失を被る傾向がある点でその有用性に議論の余地があるとしている<sup>(19)</sup>。財務制限条項への過度の期待は好ましくなく、どんな情報を提供するのか、その役割を理解しておく必要がある。

米国では、公認会計士が監査していないような小企業の財務諸表には信頼性がなく、財務諸表の数字が信頼できなければコベナンツを設定する意味がないため財務制限条項の対象は中堅以上の企業に限って設定される。財務制限条項の種類や頻度は、借手の業態や信用リスクに依存すべきであろう。

日本の ABL の財務制限条項の代表例として、経常利益、純資産額、自己資本比率、棚卸資産回転月数等があり、棚卸資産に関しては「一定水準の担保在庫の維持」等が一般的である<sup>(20)</sup>。日本で最初に ABL を導入した商工中金における財務制限条項は案件ごとに柔軟に対応している<sup>(21)</sup>。貸出先企業が財務制限条項に抵触した場合、通常融資条件の見直しの話し合いがなされ、債務不履行になる事前に貸出先企業の経営の見直しやガバナンスに対する牽制効果が期待されている。

### (3) 財務制限条項の課題と解決への示唆

ABL は売掛債権や在庫を担保とし、その範囲内で貸出をするため一定の残高を財務制限条項に含めておくことがある。ここでは、その課題の1つとして棚卸資産の例を挙げ、その問題点を示唆する。棚卸資産に低価法を適用する場合の評価は「当該事業年度終了の時における価額」(法人税法施行令281二), いわゆる時価であり、通常第三者間で取引された場合の価額である。この他、棚卸資産会計基準においては、購買市場の時価および購入に付随する費用を加えた再調達原価とすることができる(棚卸資産会計基準10)。再調達原価は、購入に付随する費用も加えることは企業の継続性の点からは整合性があるが、資産価値のない費用を加える点で ABL の担保価値を検討する際には適切ではない。財務諸表が低価法を取り場合の棚卸資産の担保価値を評価には、再調達原価ではなく正味売却価格の方が望ましい。

しかし、正味売却価格においても課題がある。例えば、畜産業の肉用牛の肥育販売においては約10ヶ月の間に繁殖用に「子牛を出産させ素牛として販売する業態」と素牛を肥育して約30ヶ月で「出荷体重が約700キログラムになると出荷する業態」がある。このケースでは約10ヶ月および30ヶ月の時期には市場性があるが、これ以外の時期は市場性がない。その理由は、購入する際に病気に感染した牛であるリスク、牛が飼育環境変化に対応できず育成しないリスク、出荷時点で品質が異なりブランドが毀損してしまうリスクがあるからと言われる<sup>(22)</sup>。時期を逸した棚卸資産についての在庫担保評価は、再調達原価も正味売却価格も適当ではないときがあると言えよう。この場合、財務制限条項のみではなく在庫そのものや市場性についても検討が必要になる。

棚卸資産に対する財務制限条項は、大きな課題を内包している。財務制限条項により財務諸表に

のみに依拠して業績や担保価値把握する場合、上述のような課題を解決することはできない。貸手はモニタリングを通して、さらに精緻なハード情報入手し、実体に近い財務諸表を想定しなければならないだろう。

### おわりに

第一章では、日本の ABL の実態が米国の ABL とは異なっていることを説明した上で、日本の ABL が目指すべきは、米国で言うリレーションシップ融資ではなく、より正確な「ハード情報」を得るためにモニタリング活動である旨論じた。

第二章では、財務制限条項について問題提起した上で、財務制限条項が担保価値そのものを把握する機能としては不十分であるが、貸出先に早期警戒を促し、取引条件を再検討する点に本来の機能を有する旨指摘した。本稿では ABL と財務諸表との関わりについて棚卸資産の一部の論点のみ取り上げたが、企業財務との関係においては、売上債権等の課題が残されている。こうした論点については、稿を改めて行いたい。

### 〈注〉

(1) 通常、トランザクション・バンキング、リレーションシップ・バンキングと表記されることが多い。Udellらは Transactions technology, Relationship lending と表現しており、これを本稿では、トランザクション・テクノロジー、リレーションシップ融資と表記したもの。

Allen N. Berger, Gregory F. Udell [2005] "A More Complete Conceptual Framework for Financing of Small and Medium Enterprises" *World Bank Policy Research Working Paper* 3795, December 2005, pp. 3-7.

(2) コベナンツは制限条項である。財務に関する制限を財務制限条項とする。

(3) Murphy, John J. [1992] "Asset-Based Lending: Evolution to Revolution — Part ii, 1940-1960s" *The Secured Lender*, 48.5 Sep/Oct 1992,

- p. 46.
- (4) 前掲(1), pp.3-7。
  - (5) 前田真一郎 [2014]『米国リテール金融の研究』日本評論社, p.246。
  - (6) 信金中金 [2004]「リレーションシップバンキング再考——米国の中小企業向け貸付テクノロジー——」『NEWYORK 通信』第 16-3 号, 2004 年 11 月, p. 6。
  - (7) 預金保険機構 [2014]「預金保険対象金融機関数の推移」(<https://www.dic.go.jp/kikotoha/zaimu/hokenryo/kikan-suji.html>, 2014 年 11 月 29 日)
  - (8) FDIC (Federal Deposit Insurance Corporation) [2014] “Federal Deposit Insurance Corporation changes in number of institutions FDIC-Insured Commercial Banks” (<https://www2.fdic.gov/hsob/HSOBRpt.asp>, 2014 年 11 月 29 日)。
  - (9) 非上場の中小企業の取引銀行数は, 2-3 行。堀江康熙 [2004]「企業の取引銀行数の決定要因」『九州大学経済学会経営学研究』第 70 卷第 4・5 号, 2004 年 4 月, pp. 290-291。
  - (10) 小野有人, 西川珠子 [2004]「米国におけるリレーションシップバンキング 担保・保証の役割を中心に」『みずほ総研論集』III, p.23。
  - (11) 野村総合研究所 [2010]「平成 21 年度米国中小企業金融政策に関する調査」2010 年 2 月, pp.33-35。
  - (12) 前掲(6), p.15。
  - (13) 日本銀行金融機構局 [2012]「ABL を活用するためのリスク管理」『日銀レビュー』6 月号, p.9。
  - (14) Office of the Comptroller of the Currency [2014] “Asset-Based Lending March 2014” (<http://www.occ.gov/publications/publications-by-type/comptrollers-handbook/pub-ch-asset-based-lending.pdf>), p. 1.
  - (15) 金融庁検査局 [2013]『金融検査マニュアルに関するよくあるご質問 (FAQ) 別編《ABL 編》』平成 25 年 6 月 4 日), p. 27。
  - (16) Allen N. Berger, Gregory F. Udell [2002] “Small Business Credit Availability and Relationship Lending: The Importance of Bank Organizational Structure” *Economic Journal*, p. 10.
  - (17) 中村廉平, 藤原総一郎 [2005]「流動資産一体型融資（アセット・ベースト・レンディング）の検討」『金融法務事情』No. 1738, pp. 52-61。
  - (18) 高木新二郎 [2007]「アセット・ベースト・レンディング普及のために——米国での実態調査を踏まえて」『NBL』851 号, 2007 年 2 月, p. 2。
  - (19) 前掲(13), p. 14。
  - (20) 前掲(12), p. 21。
  - (21) 商工中金 [2005]「流動資産一体型担保融資（アセットベースト・レンディング）第 1 号案件を実行」([http://www.shokochukin.co.jp/newsrelease/nl\\_abl.html](http://www.shokochukin.co.jp/newsrelease/nl_abl.html), 2014 年 11 月 29 日)。
  - (22) 谷地向ゆかり [2008]「動産・債権担保 (ABL) の活用と必要とされる視点——中小企業金融における担保の管理, 実行, 回収局面からの検討」『信金中金月報』2008 年 10 月, pp. 91-92。

## 参考文献

- 小野有人, 西川珠子 [2004]「米国におけるリレーションシップバンキング 担保・保証の役割を中心に」『みずほ総研論集』III。
- 金融庁検査局 [2013]『金融検査マニュアルに関するよくあるご質問 (FAQ) 別編《ABL 編》』。
- 商工中金 [2005]「流動資産一体型担保融資（アセットベースト・レンディング）第 1 号案件を実行」([http://www.shokochukin.co.jp/newsrelease/nl\\_abl.html](http://www.shokochukin.co.jp/newsrelease/nl_abl.html), 2014 年 11 月 29 日)。
- 信金中金 [2004]「リレーションシップバンキング再考——米国の中小企業向け貸付テクノロジー——」『NEWYORK 通信』第 16-3 号, 2004 年 11 月。
- 高木新二郎 [2007]「アセット・ベースト・レンディング普及のために——米国での実態調査を踏まえて」『NBL』851 号, 2007 年 2 月。
- 中村廉平, 藤原総一郎 [2005]「流動資産一体型融資（アセット・ベースト・レンディング）の検討」『金融法務事情』No. 1738, pp. 52-61。
- 日本銀行金融機構局 [2012]「ABL を活用するためのリスク管理」日銀レビュー 6 月号。
- 経済産業省 [2008]「動産・債権担保融資 (ABL) の普及・インフラ構築に関する調査研究」(<http://www.meti.go.jp/committee/summary/0004471/g80430a04j.pdf>, 2013 年 1 月 5 日)。
- 野村総合研究所 [2010]「平成 21 年度米国中小企業金融政策に関する調査」2010 年 2 月。
- 堀江康熙 [2004]「企業の取引銀行数の決定要因」『九州大学経済学会経営学研究』70/4・5, pp. 287-309。
- 前田真一郎 [2014]『米国リテール金融の研究』日本評論社。
- 谷地向ゆかり [2008]「動産・債権担保 (ABL) の活用と必要とされる視点——中小企業金融における担保の管理, 実行, 回収局面からの検討」『信金中金月報』2008 年 10 月 pp. 85-96。

- 預金保険機構 [2014] 「預金保険対象金融機関数の推移」 (<https://www.dic.go.jp/kikotoha/zaimu/hokenryo/kikan-suji.html>, 2014年11月29日)
- Allen N. Berger, Gregory F. Udell [2005] "A More Complete Conceptual Framework for Financing of Small and Medium Enterprises" *World Bank Policy Research Working Paper* 3795.
- Allen N. Berger and Gregory F. Udell [1995] "Relationship Lending and Lines of Credit in Small Firm Finance" *Journal of Business* Vol. 68, No. 3 Jul. 1995.
- Allen N. Berger, Gregory F. Udell [2002] "Small Business Credit Availability and Relationship Lending: The Importance of Bank Organizational Structure" *Economic Journal*, Vol. 112 (477), Feb. 2002.
- Federal Deposit Insurance Corporation [2014] "FDIC-Insured Commercial Banks Year-to-Date Activity, 1934–2013" (<https://www2.fdic.gov/hsob/HSOBRpt.asp>, 2014年11月29日).
- Murphy, John J. [1992] "Asset-Based Lending: Evolution to Revolution — Part ii, 1940–1960s" *The Secured Lender*, 48.5 Sep/Oct 1992.
- Office of the Comptroller of the Currency [2014] "Comptroller's Handbook Safety and Soundness" (<http://www.occ.gov/publications/publications-by-type/comptrollers-handbook/public-asset-based-lending.pdf>, 2014年11月28日).

# A Study of the Important Issues of Asset-Based Lending and Corporate Finance in Japan: Comparison of Banking Transaction for SME in Japan-US

Itten Soma  
(Japan University of Economics)

## Abstract

Abstract: ABL (Asset-Based Lending) is conversion from assets to cash the company's business cycle, as a financing technique that provides short-term working capital.

In the first proceed the differences between Japan and the United States of perceptions for the transaction technology and relationship technology. In the second proceed with our discussion focusing on issues of financial covenants and inventories. This paper suggest problem-solving of the contemporary challenges ABL comparison from US and Japan.

**Keywords:** Bank, Small medium enterprises, Financial covenants, Financial statement,  
Asset Based Lending, Information asymmetry